

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

1. 概略

パブリックコメント募集期間：2021年12月20日（月）～2022年1月7日（金）

寄せられた御意見の数：全 15 件

内訳）法人・団体 8 件、個人 7 件

2. 御意見と対応

	法人・団体/ 個人	御意見	対応
1	法人・団体	<p>1) 本ガイドライン（案）は、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂やESG課題の解決に向けた技術解決手段の社会実装の実現が要請されている今日の傾向に沿うものと位置付けられ、時宜にかなったものと言える。</p> <p>2) 5つのプリンシプル（原則）や7つのアクションは知財・無形資産の投資・活用のために行うべきことを分かりやすく示すものとして評価できる。</p> <p>3) 本ガイドライン（案）23頁の「投資家や金融機関は、企業にとって競争力の維持の観点から秘匿すべき機微情報まで開示・発信することまで求めているものではない」という説明は、適切な指摘だと思われる。</p> <p>4) 本ガイドライン（案）51頁～52頁が「知財・無形資産に関する知見を取締役のスキルマトリックスを構成する一つの要素として位置づけること」の有効性等について説明していることに賛成する。</p> <p>5) 「(1)『価格決定力』あるいは『ゲームチェンジ』につなげる」というプリンシプル（原則）については、高付加価値創出によって価格決定力につなげるという趣旨からすれば、本ガイドライン（案）に頻出する「安易な値下げ」という語に代えて、「不合理な値下げ」といった表現に変更を検討する余地はあると思われる。</p>	<p>本ガイドライン案の内容に御賛同いただく御意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>「安易な値下げ」という表現につきましては、本ガイドライン案の検討会における御意見を反映させたものになりますので、御理解いただければ幸いです。</p> <p>また、御提供いただきました情報につきましては今後の参考にさせていただきます。</p>
2	法人・団体	<p>ガイドライン作成を歓迎する。今回のガイドラインが、知財・無形資産の投資・活用戦略の活性化に結び付くことを期待する。全般的に、知財・無形資産が創造された後の投資・活用戦略について議論されていると思われる。一方、知財・無形資産</p>	<p>本ガイドライン案の狙い、内容に御賛同いただく御意見として受け止めさせていただきます</p>

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

	<p>を創造するプロセス（例えば、研究開発、デザイン創作、ブランド創作など）への言及が少ないと思われる。研究開発戦略に関しては既に投資家や金融機関等への開示は進んでいると思うが、知財・無形資産の投資・活用戦略は、研究開発戦略などの知財・無形資産の創造プロセスの戦略とも密接に関係する。特に、5つのプリンシプルの中の『「価格決定力」あるいは「ゲームチェンジ」につなげる』、『「費用」でなく「資産」の形成と捉える』は、創造プロセスの戦略と関連しやすいと考える。創造プロセスの戦略（研究開発戦略）とリンクした知財・無形資産の投資・活用戦略の開示についても言及する方が、投資家や金融機関と建設的な対話をしやすいと考える。</p> <p>以下に、個別具体的な意見を列挙する。</p> <p>p.3 （1）本ガイドラインの位置づけ 「そのスコープは、」の後に「特許権、商標権、意匠権、著作権といった知財権に限られず、」を挿入し、p.19の下から5行と同じに表現にした方がよいと考える。</p> <p>p.4 2つめのボツ 「投資家や金融機関から適切に評価されるかについて、分かりやすく示すために」の「適切に評価」には、いろいろな基準での評価があり得る。投資家や金融機関ごとに基準も評価能力も異なることを考慮すると、「適切」という表現は避けた方がよいと考える。</p> <p>p.8-9 5つのプリンシプルに賛同する。特に、『「価格決定力」あるいは「ゲームチェンジ」につなげる』、『「費用」でなく「資産」の形成と捉える』については、大いに歓迎する。この2つについては、事例をさらに充実させることが望ましいと考える。</p> <p>1. 本ガイドラインの目的・考え方 （1）知財・無形資産を取り巻く環境、背景</p>	<p>す。</p> <p>御指摘のとおり、修正させていただきます。</p> <p>知的財産推進計画 2021 等でも記載した文言であり、原案のとおりにさせていただきます。</p> <p>5つのプリンシプルの内容に御賛同いただく御意見として受け止めさせていただきます。事例の充実を検討してまいります。</p>
--	--	---

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

	<p>p.12 従来は、企業の資産が人・物・金によって代表されてきたが、無形資産が事業に必要な点が論理的に説明されている。この認識を広く伝えていく活動に力を入れるべきと考える。</p> <p>また、知財・無形資産が融資の担保に出来なかったため、知財・無形資産への投資・活用が進んでこなかったと考えられる。金融機関が如何に知財・無形資産を評価し、投資・融資に使用できるかが成功のキーとなる。金融機関向けのガイドラインの作成、金融機関との連携を促進できる知財人材の育成が必要と考える。</p> <p>p.19 図表 6 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムのイメージの「知財・無形資産専門調査・コンサル会社」に弁理士を加えて頂きたい。</p> <p>p.5 には、『企業が知財・無形資産の投資・活用戦略を投資家や金融機関等に分かりやすく伝えることを支援し、あるいは投資家や金融機関が企業の開示・発信する知財・無形資産の投資・活用戦略を評価分析することを支援する際に、知財・無形資産の専門調査・コンサルティング会社や弁理士、弁護士、会計士等においても、本ガイドラインの活用が期待される。』とある。特に弁理士は、知財・無形資産に関しては投資・活用プロセスより前の創造プロセスから企業と関わる立場であり、知財・無形資産の内容を理解している弁理士を、活用していただきたい。</p> <p>(2) 知財・無形資産の幅広いスコープ</p> <p>p.19 ノウハウ、データ等は価値評価が難しい可能性がある。これらに関連する事例を充実させた方がよいと考える。</p> <p>p.21 デザイン経営宣言の下、デザインの役割が大きく広がっている。「出典：第6回検討会における菊地委員プレゼン資料」の図表のうち「デザイン」の欄については、文字数の制限もあるが、「製品外形・機能的造形」「GUI(画像デザイン)」「顧客体験デザイン・コミュニケーションデザイン・サービスデザイン・経営のデザイン」が例示されるようにした方が望ましいという意見があった。</p>	<p>頂戴した御意見につきましては今後の参考にさせていただきます。</p> <p>「知財・無形資産専門調査・コンサル会社等」と弁理士が含まれる修正を行います。</p> <p>頂戴した御意見につきましては今後の参考にさせていただきます。</p> <p>委員の資料の内容であるため、原案のとおりにさせていただきます。</p>
--	---	--

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

<p>2. 投資家や金融機関に伝わる知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・開示・発信</p> <p>p.27 コラム7には全く同感である。</p> <p>p.28 「ロジック/ストーリー」の説明では、「コラム12：モザイク情報の発信」も参照するように勧めてはいかかが。発信する情報の選別をする上で参考になると考える。</p> <p>p.34 「知的資産が多く含まれる領域」として左の2つの枠が赤丸で囲まれているが、知的資産にはデザインも含まれているので、「製品／サービス」も囲まれるべきと考える。</p> <p>p.35 「回帰的可視化」、「演繹的可視化」は、まだ浸透していない用語であると考えられるから、さらに詳しい説明があった方がよいと考える。</p> <p>p.37 下から4行目の「認識する必要がある。」の後に、「他社の知財・無形資産に係る権利を侵害しているか否かの判断に際しては、弁護士、弁理士のサポートを受けることができる。」などを追加した方がよいと考える。</p> <p>3. 戦略を構築・実行する全社横断的な体制及びガバナンスの構築</p> <p>p.51 (1) 全社横断的な体制の構築</p>	<p>御賛同いただく御意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>主な参照先としてさせていただきます。</p> <p>委員の資料の内容であるため、原案のとおりさせていただきます。</p> <p>本ガイドラインのコラム9に記載しておりますが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>4.(5)において、弁理士について記載があるため、原案のとおりさせていただきます。</p>
--	--

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

		<p>次の意見があった。</p> <p>関連会社あるいは子会社との間でコストシェアリングの考えを導入し、各拠点の経営を加速させる考え方がある。多くの日本企業でも、グローバル経営の円滑化のために、この考えにより個別の独自性を容認していると見受けられる。そのような現状に鑑みると、「本社横断的な体制の構築」ではコストシェアリングの考えを含めたガイドラインとしないと、多くの日本企業はコストシェアリングの禁止と曲解し、自己のグローバルな経営活動を停滞させる可能性があるのではないかと危惧する。</p> <p>p.55          (4) 外部の知財・無形資産の有効活用に向けた取組</p> <p>外部として、大学等のアカデミアの「知」の活用も記載した方がよいのではないかと考える。特に、我が国は、米国に比べ企業から大学等への共同研究投資が10分の1といわれる中、知財ガバナンスとして大きな位置づけを占めると思われる。</p> <p>4. 投資家や金融機関等に期待される役割</p> <p>p.58-62          投資家や金融機関が使用できる分析手法や事例をさらに充実することを期待する。</p> <p>p.62          (4) ベンチャー・キャピタル（VC）に期待される役割</p> <p>ベンチャー・キャピタルがスタートアップ企業の投資・活用戦略をサポートすることも重要だが、弁理士などの外部専門家を活用し、それぞれが強みを発揮できるチームを形成することも重要と考える。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p> <p>貴重な御意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p> <p>貴重な御意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p> <p>御指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p>
<p>3</p>	<p>法人・団体</p>	<p>意見《要旨》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆本ガイドライン案に基本的に賛同する。</li> <li>◆「本ガイドラインは、企業ごとのクリエイティブな発想に基づく開示・発信を促すことが、投資家や金融機関を始めとするステークホルダーとの建設的な対話につながるとの観点から、義務的な法令開示の枠組みづくりを目的とするものではなく、企業の自由度を確保した任意の開示を促すものである」の明記を歓迎し、この点の運用局面での丁寧な対応フォローを求める。</li> </ul>	<p>本ガイドライン案の狙いと内容に御賛同いただき御意見として受け止めさせていただきます。</p>

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

	<p>◆ 5箇所<sup>1)</sup>の修正を求める。</p> <p>1) (6頁) コラム 1: 改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応 「ただし、本格的な知財・無形資産の投資・活用戦略の開示等に至っていないにもかかわらず「実施 (comply)」という判断を行えば、投資家からは、不誠実な姿勢とみなされ、かえってネガティブな評価につながる可能性が高いことに留意すべきである。」 ⇒ 「本格的な」の文意が不明確であり、注記するなり、但書ごと削除するなり、今後見直し頂きたい。</p> <p>2) (9頁) エグゼクティブ・サマリー ④ 全社横断的な体制整備とガバナンス構築 「知財・無形資産の投資・活用戦略は、経営戦略そのものであるにもかかわらず、<u>これまで知財部任せとされ、取締役会における全社横断的な議論が行われてこなかった。</u>」 ⇒ 知財はともかく、知財以外の無形資産の投資・活用戦略までもこれまで知財部任せとされてきた、という事実は、一般的事実ではない。「これまで知財部任せとされ、」の削除を求める。</p> <p>3) (31頁) コラム 8: IP ランドスケープの活用による自社の強みの分析 「これまでの IP ランドスケープは、特許の分析が中心に実施されてきたが、<u>特許の分析以外でも、幅広い知財・無形資産の分析に当たって、IP ランドスケープの手法を用いることが可能である。</u>」 ⇒ こういうものこそ、今後のガイドライン改訂において、事例で具体的に示して頂きたい。本ガイドライン案は、知財を始めとする無形資産（「知財・無形資産」: p.3, p.19）の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドラインとしているところ、紹介事例は知財権についての取り組みに偏っており、今後のガイドライン改訂において取り上げる事例の工夫を求める。</p> <p>4) (45頁) 2. 投資家や金融機関に伝わる知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・開示・発信 (4) 効果的な開示・発信に当たっての留意点: ③セグメント単位の開示・発信 「<u>他方、自社の複数の事業のうち、うまくいっている事業についての情報のみを開示し、投資家や金融機関が求める重要な事業に関する情報についての開示・発信が十分でない場合は、投資家や金融機関からの信頼を失うことがあり得る点に留意する必要がある。</u>」</p>	<p>1) これまでの検討を踏まえて、9月に中間とりまとめとして公表した内容であり、原案のとおりにさせていただきます。</p> <p>2) 御指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p> <p>3) 御指摘も踏まえ、今後のガイドライン改訂等において工夫をしていきたいと考えております。</p> <p>4) これまでの検討を踏まえて、9月に中間とりまとめとして公表した内容であり、原案のと</p>
--	--	--

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

		<p>⇒ 本ガイドライン案の「はじめに（１）本ガイドラインの位置づけ」で「企業の自由度を確保した任意の開示を促すものである」と明記した「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」の基本に照らし、画蛇添足であり、この一文の削除を求める。</p> <p>5) (52頁～53頁) 3. 戦略を構築・実行する全社横断的な体制及びガバナンスの構築          (3) 社内における連携体制・人材育成：第3パラグラフ          「これまでの知財部門は、特許の出願・管理が中心業務であったが、・・・」          ⇒ 企業により知財部門の中心業務は一様でなく、こうした紋切り型の記載は誤解を招く。少なくとも、「例えば、特許の出願・管理を中心業務としていた知財部門の場合に、・・・」への修正を求める。          更には、こうした既存の知財部門オリエンテドの提案だけでなく、知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行を支える新しい組織モデルの提案なり参考事例の紹介を、今後のガイドライン改訂において示して頂きたい。</p>	<p>おりにさせていただきます。</p> <p>5) 御指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p>
<p>4</p>	<p><b>法人・団体</b></p>	<p>本ガイドラインに関しまして、総論としては、大いに賛同する内容と考えております。</p> <p>なお、今後、下記に示す事項につきまして、更にご対応いただきますことを希望いたします。</p> <p>(1) 知財関係者以外へのさらなる周知</p> <p>知財・無形資産の投資・活用を進めるためには、本ガイドラインでも指摘されていますように、まず取締役、経営陣自らが本ガイドラインの内容をしっかりと理解することが必要とされております。また、社内との関係部門が横断的かつ有機的に連携し、経営トップの責任の下で適切な体制を構築することが必要とも指摘されております。</p> <p>しかしながら、現状、多くの企業においては、取締役、経営陣、事業部、IR 部門等が本ガイドラインの存在自体を認識されていないものと実感されます。そのため、内閣府様におかれましては、知財関係者に加え、より広く経営層、経営企画、IR、広報等の関係者に対しても周知いただきたく考えております。</p> <p>これにより、社内において、知財部門から社内関係部門に対して本ガイドラインの情報を説明することと、政府からの本ガイドラインの実行要請の両側面から、対応することを周知化することによって、企業が知財・無形資産の投資・活用戦略を、知財関係者とともに、多くの関係部門が連携して、積極的にかつ円滑に取り組んでいける環境が構築できるものと考えます。</p>	<p>本ガイドライン案の狙い、内容に御賛同いただき御意見として受け止めさせていただきます。頂戴した御意見につきましては今後の参考にさせていただきます。</p>

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

	<p>(2) 事例の収集と開示</p> <p>本ガイドラインでは、「実践方法（How to）」を示すというよりも、むしろその実践に当たって基礎となる「考え方」を中心に整理することによって、企業が自ら考え、判断しつつ実践していくことを意図されていることが指摘されております。</p> <p>これは、各企業へ判断が委ねられ、実践において自由度が高い反面、具体的にどのように取り組んでいくべきかの判断が難しく考えられるため、各社で取り組んでいる（これから取り組む）具体的な事例の共有が必要と考えます。</p> <p>内閣府様におかれましては、各企業・団体等が取り組む知財・無形資産の投資・活用の事例を収集いただき、各企業が実践に参照し得る程度に具体的な事例を今後開示いただければ、このガイドラインを実践する企業が増大し、それによる成長も実感できるようになると存じます。</p> <p>その点で、弊会では、日本を代表する50以上の事業会社の知財関係者が集まる会合であり、本ガイドラインの趣旨を理解したうえで実践を進めていこうと考えておりますので、今後弊会において、各社の事例をまとめ、これらを内閣府様へ提供させていただきたいと考えております。</p> <p>(3) 知財・無形資産の投資・活用戦略に対する投資家・金融機関等の視点</p> <p>企業の関係者もさることながら、多くの投資家等にとっても、知財・無形資産情報を投資の判断に如何に活用していくかは、これからの大きな課題になると考えます。</p> <p>企業価値を評価し投資の判断をするために投資家が求める要素と、それに応える知財・無形資産の投資・活用戦略の実践や開示・発信の在り方についても、より具体的な内容を今後、例示等していただけますと幸いです。これにより、企業が開示や発信等する情報の内容も高質化するとともに、投資家とのエンゲージメントでも有益な対話が実現できるようになると存じます。</p> <p>最後に、知財・無形資産の投資・活用戦略を通して、社内における知財部門の活躍の場が大きく広がり、経営・事業への貢献を益々高められると考えており、コーポレートガバナンス・コードの改訂及び本ガイドラインの発行の機会を知財に携わる関係者として積極的に活かしていきたいと考えております。</p>	
--	--	--



「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

5	法人・団体	<p>本ガイドライン案では、本来包含関係にある「知的財産（知財）」と「無形資産」とを「知財・無形資産」と併記しており、「知的財産（知財）を始めとする無形資産」と3ページに記載はされているものの、読み手に違和感を与える。更に、「知財・無形資産」を主語としながら、広く無形資産について記載されている部分と、知財固有の事項について記載されている部分とが混在しており、読み手をミスリードしてしまわないかと懸念する。</p> <p>狭義の知財とは異なる無形資産に対象を広げることによって、知財部門が関与できる範疇を大きく超えてしまう部分もあり、却って、知財部門から経営層へ説明がしづらく、社内の理解を得るのも難しくなってしまう。これでは、改訂コーポレートガバナンス・コードにおいて、「知的財産への投資」が明記され、知財ガバナンスを進展する絶好の機運を逃してしまう恐れがある。</p> <p>「無形資産全般」であるのか、「知財」であるのかについて、項目ごとに言葉を使い分けて記載していただきたい。知財と無形資産全般を区別して記載する方が、各企業がそれぞれの組織体制に応じて、知財部門が果たすべき役割を考え易く、また、経営層や投資家に分かり易く説明できるのではないかと考える。</p> <p>また、散見される「留意」が必要とされている点に関しても、理解が困難であったり、ガイドライン全体との整合がとれていなかったりで、「任意開示」をサポートするとして本ガイドライン全体の趣旨と異なる点にも違和感を禁じ得ない。</p>	<p>本ガイドラインでは、知財・無形資産のスコープは、知財権のみならず幅広い内容を含んでおります。そのため、知財部門に限らず、幅広い関係部署で知財・無形資産戦略を構築していくことが重要であると考えております。</p> <p>「本ガイドラインは、企業ごとのクリエイティブな発想に基づく開示・発信を促すことが、投資家や金融機関を始めとするステークホルダーとの建設的な対話につながるの観点から、義務的な法令開示の枠組みづくりを目的とするものではなく、企業の自由度を確保した任意の開示を促すものである」と記載されており、「任意開示」を前提としています。</p>
6	法人・団体	<p>(1)改定 CGC 補充原則 3 - 1 (3)及び 4 - 2 (2)が公表された事自体、知財・無形資産の重要性を経営者に認識させ、行動の変革を促すことにつながる画期的なことである。しかし、これまで知財・無形資産の活用に対して積極的でなかった経営者にとって、どのように対応すればよいか分からないというのが実情ではないかと思われる。そこで企業が具体的にどのような形で開示し、投資家等に説明するかについてのガイドラインが作成されることは、非常に意義深い。特に知財・無形資産に関する情報については、企業と投資家等との間の「情報の非対称性」が著しく、それらに関する両者間の対話を阻害していたと考える。</p> <p>(2)本ガイドラインのスコープとして「知財」だけにとどまらず「無形資産」も含めたことは、競争力の源泉を幅広く捉えることになるので、投資家等によるよりの確な投資判断を促進するといえる。</p> <p>(3)本ガイドラインの対象として、経営者だけでなく、投資家・金融機関等を含め、その役割も明示しているため、本ガイドラインの効果に期待が持てる。我々投資家としては、知財・無形資産が、企業・社会のサステナビリティ、将来のキャッシュフロー</p>	<p>本ガイドライン案の狙い、内容に御賛同いただき御意見として受け止めさせていただきまます。頂戴した御意見につきましては今後の参考にさせていただきます。</p>

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

		<p>等にどう結びつくのか、ロジック／ストーリーの中で説明してくれることを期待する。</p> <p>(4)本ガイドラインに基づき、企業と投資家が知財・無形資産に関する対話を活発化させることで、企業側は企業価値向上に繋がる知財・無形資産を構築し、投資側はそのような知財・無形資産に対して投資するという好循環（エコシステム）が生まれるはずである。</p> <p>(5)特許権等の知財は、国により認められる制度であるため、企業価値を向上させる知財活用のプラットフォーム構築（ソフトロー）は、政府と民間がその役割を明確にして一体となって進めていくべきである。本ガイドラインの作成はその嚆矢であると位置づけたい。</p> <p>(6)大企業とベンチャー企業の間には存在する中堅中小企業においては、自社で蓄積した技術力やノウハウを知財として自らが認識できていない現状が広く存在する。裾野の広い産業政策を推進する観点からも、「埋もれた知財」を顕在化させるきっかけを与える外部の存在としての金融機関の役割は大きい。またガバナンスを起点として企業の成長戦略を構築する立場にあるプライベート・エクイティ投資家が自らの機能をそのように認識し、外部から企業を支援する体制を構築することも重要な責務と考える。</p>	
7	法人・団体	<p>《要旨》</p> <p>1.「知財・無形資産の投資・活用のための7つのアクション」は、中小企業等向けのアレンジ版の掲載を希望します。</p> <p>2.「ビジネスモデルごとの定性的・定量的説明の例」は、デザイン力を強みとするビジネスモデル等の更なる充実を希望します。</p>	<p>頂戴しました御意見につきましては、今後の改訂等の参考にさせていただきます。</p>
8	法人・団体	<p>事業成長やブランド価値構築における模倣品対策の効用をまとめると、下記のとおりとなります。</p> <p>(1)イノベーション意欲の促進</p> <p>(2)研究開発費の循環投資の確保</p> <p>(3)公正社会の実現という社会貢献観点からのブランド価値構築</p> <p>(4)SDGs（社会課題解決）観点からのブランド価値構築</p> <p>i) 製造現場における児童労働の防止</p>	<p>ブランドに関しては、事例2に記載しているため、原案のとおりさせていただきます。</p>

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

		<ul style="list-style-type: none"> <li>ii) 粗悪な模倣品による品質災害防止</li> <li>iii) 模倣品売上の組織犯罪への利用防止</li> <li>iv) ブランド、知的財産権の重要性を伝えるという知財教育の普及</li> <li>v) 正しい商品を選ぶ必要性を伝える消費者教育</li> <li>vi) 社会全体で取り組むパートナーシップ、企業の社会的責任の遂行</li> </ul> <p>ゆえに、本ガイドラインにおいて、「ブランド」の視点で、「模倣対策」によるイノベーション・社会貢献の視点を追記頂きたく、提言致します。</p>	
9	個人	<p>知財・無形資産の活用を推進すること自体はいいですが、日本企業の「ものづくり中心」という特質からすると、ものづくりが下手な米国と無形資産投資比率を比較することに、あまり意味はないと考えられます。</p> <p>苦手な無形資産活用を推進する（あるいは、そのために省庁がエネルギーを費やす）よりは、得意なものづくり分野での後押しをしたほうがよしいのでは？</p>	<p>知財・無形資産の活用を推進することについて御賛同いただく御意見として受け止めさせていただきます。ものづくり分野においても、知財・無形資産の投資・活用がますます重要になってきていると考えており、頂戴した御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
10	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5ページの図表2の「第4回検討会における森委員プレゼン資料」について： 検討会の委員一覧、開催実績一覧を記載したほうがよい。</li> <li>・ 12ページの3行目の丸数字について： 丸数字の使用は控えたほうが良い。意見公募要領の8（1）に記載のあるとおり、文字化けを防ぐため。</li> <li>・ 14ページの17行目「位置づけ」と、15ページの2行目「位置付け」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</li> <li>・ 45ページの5行目「全て」と、59ページの最下行から上に1行目「すべて」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</li> <li>・ 55ページの最下行から上に6行目「我が国」は「日本」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。</li> </ul>	<p>頂戴した御意見につきましては、修正等の参考にさせていただきます。</p>

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

11	個人	<p>投資家や金融機関は自分達の都合に使わないようしっかりとお金を使って下さい。投資家や金融機関だけではありません。労働者や購買者(視聴者)にも権利があります。</p> <p>知財、無形資産については知ってる人、知らない人が別れています。いわゆる格差です。教育業界や出版業界に問題があります。</p>	<p>頂戴した御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
12	個人	<p>1. 本ガイドラインにおいては、ライセンスフィーにより収益を得る、いわゆる攻めの知財投資のみを対象としているのか。それともこれまで知的財産部がなかったような事業会社において、事業遂行上の障害として他社の特許が存在しないことを確認すればよしとするような、いわば「守りの知財投資」をも対象としているのか。</p> <p>2. 「知財・無形資産の投資」とあるが、「投資」というからには、投資効果検証が必要であるが、評価の方法論としてはどのようなものを想定しているのか。ガイドライン上の記載（P9、P27）からすれば、無形資産の項目に「自己創設のれん」を計上するべきとも読めるが、その認識で正しいのか。</p> <p>3. 2が正しい場合、会計・税務上の取扱はどのようにすれば良いのか（現在の制度と整合的なのか）。加えて「投資家との対話」のための、他社との比較可能性はどのように担保すれば良いのか。</p> <p>4. 仮に、2において財務諸表上に載せることができないということであれば、一部の投資家との対話においていわば管理会計上の情報として開示することとなりインサイダー情報にあたる危険性があるが、この点はどのように回避すれば良いのか。</p> <p>5. 「全社横断的な体制及びガバナンスの構築」とあるが、これまで知的財産部がなかったような事業会社においては、誰を責任主体として想定した記載としているのか。本ガイドラインにおいては「取締役会」「横断」等の記載があるが、結局は担当の役員を定めなければ無責任な体制が持続することとなる。例えば、法務部門が特許等の「管理」をするに過ぎない事業会社においては、各事業部門においてその事業部門が所管する事業について知財を所管するという体制をも想定して本ガイドラインを定めているという認識で正しいか。</p>	<p>本ガイドライン案では、知財・無形資産の投資・活用に関する記載がなされておりますが、知財・無形資産は、攻めと守りの両面を常に持ち合わせていると考えられます。攻めも守りも含め、知財・無形資産の投資・活用の構築・実行・開示・発信・ガバナンスに関して、各社の必要性、事情に応じて、本ガイドラインを利活用いただければと考えております。また、本ガイドライン案は、任意開示を前提としており、会計上の制度的な開示を求めるものではありません。本ガイドラインにおける情報開示とフェア・ディスクロージャー・ルールとの関係については、コラム12「モザイク情報の発信」を御参照ください。</p>
13	個人	<p>1) 全上場企業に対しガイドラインという形で提示し、かつ</p>	<p>指標につきましては、本ガイドラインの2.(4)①「定性的・定量的な説明」を御参照くださ</p>

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

	<p>せっかく内閣府知的財産戦略推進事務局及び経済産業省産業資金課の諮問機関からの答申をするならば、投資家目線で本当に使いたい新たな統一指標や、競合他社を超えた比較したい値など同じ土俵で比較できる具体的な計算方法とともに提示して欲しい。</p> <p>投資家として評価したい数値であったり、または競争力強化のため企業として経営戦略に欠かせない数値があったりするならば、このような機会に必要な定義を含め提示することが日本全体にとって有益である。特に財務諸表に載らない科目を使った（例：新事業対応割合、人・金ベース比や開発人員一人当たりの知財創出力など）産業横断的な対比が可能な指標を希望いたします。</p> <p>またこのガイドラインが推奨する無形資産の範囲や、記載・描き方は具体的に定義頂き統一した方が良く、今のままでは各社ばらばらになっています。例えば 時価総額－(マイナス)有形固定資産 なのか、図5に有る一企業の記載方式にするのか 今回のようなガイダンスをするならば比較したいと思う指標は明確に明示頂きたい。 今回は知的資産というくりをしており、無形固定資産なのか無形資産なのか、また償却や繰り延べなど同じ範囲で分析された結果で比較できるよう定義し提示ください。</p> <p>仮に時価総額に占める無形資産で知財・無形資産を算出するならば、時価総額ランキングを見るようにアメリカに比べての東京証券取引所の地盤沈下による、間接的な原因にも思える。</p> <p>2) 逆に、指標などで定量的に統一しない状況ならば、きめ細やかな分析が出来るよう産業や企業を分類したうえでガイドラインを提示いただきたい。</p> <p>ICTのような成長産業で無形資産がほとんどを占める企業と、昔ながらの成熟産業や製造業で有形資産がほとんどを占める企業とを同じ土俵で一律に縛ることは両方にとって好ましくない。</p> <p>また知財が重要な製薬メーカーのような業態と、それほど重要ではないそれ以外など何パターンか分けて下さい。横断的な取</p>	<p>い。</p> <p>他社との横比較が可能な定量的な指標の開示は、投資家や重視する相対的な評価に有用であると考えております。また、業種、事業形態、ビジネスモデルのタイプごとに、ビジネスモデルを説得的に説明する上でどのような指標を用いるのが効果的かについては、各企業の試行錯誤を通じた蓄積が積み上げられていることが期待されます。</p> <p>パブリックコメントの期間につきましては、ガイドライン作成する際の検討事項が多く、当初予定よりも多くの期間を要し、また、当該ガイドラインの1月中の公表を想定していることから、30日の期間は取ることが難しい、ことからそのような期間にさせていただいております。</p> <p>IP ランドスケープにつきましては、コラム8「IP ランドスケープの活用による自社の強みの分析」において定義を御紹介させていただいているように、一企業の指標であると考えておりません。</p>
--	--	---

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

		<p>り組みがあるならば兎も角、好ましい作業・内容を提示するならば、その企業にあったガイドラインを求めたい。つまり業種や業界などきめ細やかな分類を行った上でそれにあった定性的なガイドラインを提示することがよい。</p> <p>実際、後半ではアームやシーメンスなど個別企業でのケーススタディも行っておりその差はすでにご存じであると考え。</p> <p>3)</p> <p>「ガイドライン作成する際の検討事項が多く、当初予定よりも多くの期間を要し、また、当該ガイドラインの1月中の公表を想定していることから、30日の期間は取ることが難しい。」</p> <p>とあるように、項目が多いにもかかわらず、外部からの意見聴取に対して組織内の手続きまで求めるのはいかがでしょうか。更に公示12月20日の1月7日締め切りのうち官公庁の御用納め12月29日の仕事始めが1月3日で、この休日を除くとわずか実労働10日足らずなのは通常30日以上必要なのに比べあまりにQOLを考慮していません。特に今回のガイドラインは全社横断的な取り組みでもあり社内手続きを考慮すると短すぎます。</p> <p>以後はご配慮頂けると幸いです。</p> <p>現状はアリバイ作りのための意見聴取に思えます。</p> <p>4)</p> <p>一企業の指標を大々的に宣伝するのは如何なものでしょうか。</p> <p>商標登録6000370号で登録された「IPランドスケープ」</p> <p>ですが、ガイドラインとして提示するにはあまりに偏りが感じられ利益誘導にも思えます。これまで使われていた知財情報分析などの用語を事例5にあるようなIPランドスケープの取り組みとするならば、あらかじめこの言葉に込めた想いや用語の意味を定義いただくと幸いです。知財分析や知財活動の可視化など脈々と行われてきた活動との差がわからないため宜しく願い致します。</p>	
14	個人	<p>要旨</p> <p>1. このガイドライン案は知財ウォッシュであるから、案の全文を削除するか、または、本ガイドラインのバージョンを0.3程</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。頂戴した御意見につきましては今後の参考にさせていただきます。</p>

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係る意見募集の結果について

		<p>度とし、タイトルに（案）を付けたままの公開とすべきである。</p> <p>2. 研究開発者、経営者、投資家、会計人等へのリスペクトをガイドラインに明記すべきである。</p> <p>3. 5つのプリンシプルは、コーポレートガバナンスコードや他の既存のガイドラインと矛盾するから、削除すべきである。</p> <p>4. 7つのアクションは、価値デザインの考え方がベースであり、実質的に新しくないから、削除すべきである。</p> <p>5. コラム 11 のビジネスモデル毎の知財の役割の記述などは、今後の知的財産への投資の開示の可能性を示す有用性がある。オクトパスモデルではなく経営デザインシートの開示例とすることが望ましい。</p> <p>質問 1 p.9「知財・無形資産の投資・活用戦略は、経営戦略そのものであるにもかかわらず、これまで知財部任せとされ」とあり、「知財・無形資産の投資・活用戦略」には研究開発投資も含まれておりますが、研究開発をどのテーマにするかについて、「知財部任せ」の企業が多いのでしょうか？</p> <p>質問 2 p.29 「知財・無形資産の投資・活用戦略は、経営戦略そのものであり」とありますが、誰がどんな根拠でそんなことを言っているのでしょうか？ なんていう経営学者ですか？</p> <p>質問 3 図表 9 の出典・参考文献はないのですか。本ガイドライン案のオリジナルですか？</p> <p>質問 4 金融・投資向けの章の記載は、いったい、どのような根拠によっているのですか？</p> <p>質問 5 本ガイドラインのコーポレートガバナンス・コードとの関係での対象は、補充原則 3 - 1 (3)と、4 - 2 (2)のみで、基本原則 1, 2 及び 5, 基本原則 3 の「非財務情報」については対象外であり、本ガイドラインで対象外の部分について記載があっても、別のガイドラインの内容が優先する、または読み手の自己責任で優先させて良い、と考えて良いでしょうか。</p>	<p>たきます。</p> <p>（御質問 1、2）御趣旨を踏まえて適宜修正させていただきます。</p> <p>（御質問 3）図表 9 は本ガイドライン案のオリジナルになります。</p> <p>（御質問 4）本ガイドライン案の記載は、検討会の委員の御意見を反映させたものになります。</p> <p>（御質問 5）本ガイドラインの内容は、コーポレートガバナンス・コード全体と趣旨を踏まえて検討されたものになります。</p>
15	個人	<p>&gt;7 頁</p> <p>「もはや」は不要・不適切であるので削除すべきと考える。</p>	<p>近年、知財・無形資産の経営における重要性が高まっている傾向を表したものであるため、原案のとおりにさせていただきます。</p>

以上